

届出により一般病床等を設置する診療所について（たにむらクリニック）

1 「診療所における一般病床等の届出設置」制度の概要

- 診療所が病床を設置する場合は知事の許可が必要であるが、以下に挙げる地域医療に不可欠な医療を提供する診療所（以下「届出特例有床診療所」という。）については、**病床過剰地域であっても例外的に届出により一般病床を設置することが可能**となっている。

- (1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
- (2) へき地に設置される診療所
- (3) 小児医療の推進に必要な診療所
- (4) 周産期医療の推進に必要な診療所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、救急医療等地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

- 届出特例有床診療所による一般病床等の新設又は増床に当たっては、地域医療構想調整会議の協議内容を参考に医療審議会の意見を聴くこととなっている。

2 病床設置予定医療機関の概要

開設者	医療法人社団たにむらクリニック 理事長 谷村 武宏		
診療所名	たにむらクリニック		
開設場所	盛岡市向中野2丁目142-3		
開設予定年月	令和4年9月1日		
診療科	内科・外科・乳腺外科・皮膚科		
設置予定病床数	一般病床12床（回復期）		
設置理由	地域包括ケアシステム構築に係る医療機能を担うため。		
計画種別	医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所		
必要要件 （今回申出のあった 医療機能及び1年間の 受入見込数）	・急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）	9人	○適・否
	・他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入機能（入院患者の1割以上）	204人	○適・否
	・当該診療所において看取りを行う機能	28人	○適・否
	・病院からの早期退院患者の在宅及び介護施設への受渡機能	45人	○適・否

3 盛岡保健医療圏（構想区域）の病床数（一般病床及び療養病床）について

- 既存病床数 > 基準病床数
- 一般・療養病床 > 必要病床数
- 回復期の病床数 < 回復期の必要病床数

基準病床数	既存病床数 (R2.9.30)	R1 病床機能報告 (うち回復期)	R7 必要病床数 (うち回復期)
5,253	5,701	5,788 (1,059)	5,185 (1,861)

4 盛岡圏域地域医療構想調整会議の結果

- (1) 日時 令和4年1月26日（水）18時30分～20時
- (2) 場所 盛岡地区合同庁舎 8階大会議室
- (3) 協議の結果 反対意見なし